



# アフターコロナを見据えた観光地域づくり 支援事業費補助金のお知らせ

アフターコロナを見据えた高付加価値な観光地域づくりを推進するため、県内観光事業者等が取り組む新商品・サービスの開発、販路開拓・売上向上、リピーターの獲得、安全・安心で満足度の高い受入環境整備など、観光需要の喚起や観光消費の増加に資する事業に要する経費の一部を助成いたします。

## このような取り組みを支援します。

### 1 補助対象者

補助対象者は、次のいずれかに該当する者で県内に事業所を有するものとします。

- (1) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に規定する旅行者
- (2) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の営業許可を得た宿泊事業者及び住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）の届出をした住宅宿泊事業者
- (3) 観光土産品の製造及び販売を行う事業者
- (4) その他、専ら観光客への商品・サービスを提供する事業者

### 2 補助事業

事業区分	内容
新商品・サービス開発	富山ならではの観光資源や特産品の魅力を活かした商品開発、現地旅行商品や宿泊プランの造成 等
販路開拓・売上向上・リピーター獲得	インターネット販売サイトの作成、キャッシュレス対応、メニュー表記の多言語対応、オンラインイベントの開催等
安全・安心で満足度の高い受入環境整備	感染防止対策（換気システム導入、非接触式チェックインシステムの導入 等）、設備改修・導入（ワーケーション環境の整備、業務効率化に資する IoT・AI 技術の活用） 等
その他事業	上記の他、知事が特に必要と認める事業

※補助事業は、観光客及び観光消費の増加につながるとの説明が可能なものであり、新たに取り組む事業とします。

### 3 補助対象経費

経費区分	内容
開発費	商品開発費（原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工費等）、旅行商品企画経費、宿泊プラン造成経費 等
モニターツアー費	貸切バス等料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代 等
謝金・旅費	専門家謝金・コンサルタント料、専門家旅費
広報費	パンフレット・ポスター・チラシ・ホームページ・PR 映像等作成等 広告宣伝費、原稿料、オンラインイベントの開催経費
印刷製本費	パンフレット・ポスター・チラシ・マニュアルの印刷費等
通信運搬費	通信費、輸送費
雑役務費	補助事業実施期間中に臨時的に雇い入れたアルバイト代、派遣労働者の派遣料等
借料	会場借料、機器・設備等のリース料・レンタル料
機械装置等費	機械装置等の購入費（自動車及び既に導入しているソフトウェアの更新料は対象外）、設置・改修工事費
その他経費	上記の他、知事が特に必要と認める経費

- ※補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限りです。
- ※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。
- ※補助対象経費の計上は、交付決定日以降に発生（発注）したもので、事業期間中に終了（支払）したものが対象となります。（交付決定の通知は、第1期が7月上旬頃、第2期が10月下旬頃となる予定です。）
- ※他の補助金等との併用はできません。

#### 4 補助率

小規模企業者	中小企業者	その他企業者
補助対象経費の4分の3	補助対象経費の3分の2	補助対象経費の2分の1

- ※上記は中小企業基本法上の中小企業者、小規模企業者の範囲により判断します。
- ※その他企業者…中小、小規模企業者のいずれにもあてはまらない企業者

#### 5 補助金額

- 各期1事業者あたり100万円を上限額とします。
- ※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

### 申請方法等

#### 1 事前相談

- 申請に当たっては、内容確認等のため、観光戦略課に事前にご相談願います。
- 相談期間 第1期：~~令和3年4月26日（月）～5月27日（木）~~ 終了しました。
- 第2期：**令和3年8月2日（月）～9月15日（水）**

#### 2 申請方法

- 申請書類を作成のうえ、下記の申請先へ郵送又は持参してください。
- 申請書類
  - 交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第1号の1）、収支予算書（様式第1号の2）、誓約書（様式第1号の3）、その他関係書類
  - ※補助金交付要綱、申請様式は県のホームページからダウンロードできます。
- 申請期間 第1期：~~令和3年4月26日（月）～5月31日（月）~~ 終了しました。
- 第2期：**令和3年8月2日（月）～9月30日（木）**

#### 3 選考方法

- ・審査会において、申請内容を協議し、その結果を受けて県が採択案件を決定します。
- ・採択結果は個別に通知します。（採択審査の内容に関する問合せには一切応じかねます。）

### 補助事業の実施に係る留意点

- ・補助金の支払いは、原則、事業完了後となります。
- ・やむを得ない事情等により事業を中止又は変更（事業の内容に大きな変更があるとき又は補助対象経費の20%を超える増減があるとき）する場合は、必ず事前にご相談ください。

### 実績報告

補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日、又は令和4年2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）及び関係書類（領収書の写し、写真、事業実績を明らかにする資料等）を郵送又は持参してください。

### 申請・お問合せはこちらまで

富山県地方創生局 観光振興室 観光戦略課  
 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
 TEL 076-444-3500 FAX 076-444-4404